

タバコ対策について①

みんなの願い

煙のないすがすがしい生活を送ろう

実践目標

- ① 吸う人・吸わない人の健康を守ろう
- ② 禁煙、防煙を実践しよう
- ③ タバコの正しい知識を身につけよう



対象者	目指すべきところ	取組内容	取組結果
妊娠期	タバコを吸う妊婦の割合を0%にする。	(母子手帳交付時) 喫煙の有無のアンケート実施 全員に対してパンフレット配布、喫煙者には禁煙の啓発 (パパママ教室) パパ&家族向けのタバコの害についての啓発チラシを配布 喫煙中の妊婦に対して、パンフレットにより指導	・タバコを吸う妊婦の割合 3.0% (R5) ・啓発チラシの配布数 172枚 ・喫煙中の妊婦への指導数 4人
乳幼児期 学童・思春期	子どもがいる家庭で、家族に喫煙者がいる割合を乳児期・小・中学生を30.0%以下にする。 未成年者を喫煙や受動喫煙から守る。タバコについての正しい知識と情報の提供	(乳幼児健診) 父母喫煙者にリーフレット及び禁煙相談会のチラシ配布、予診票情報で妊娠中喫煙していた母の追跡調査 (赤ちゃん訪問) 赤ちゃん訪問アンケート実施 (健康づくりアンケートの実施) 小5、中2に対し、喫煙に関する問い合わせ調査(連携) 管内保健師、養護教諭と、学校の取り組み、現状等を情報交換 (防煙教育) 保健所共催で、京都聖カトリナ高校・農芸高校で実施	・家族に喫煙者がいる割合乳幼児(30.0%) (R5) ・チラシ配布数 750枚 ・健康アンケート結果(R5) 小5、中2の喫煙をしている保護者の割合 小5: 40.5% 中2: 38.9%
青年期	・個人の禁煙を支援する 喫煙率: 男性24.1%⇒16.9% 女性10.2%⇒7.0%	子どもの保護者に対し、乳幼児健診・パパママ教室等で受動喫煙防止のリーフレットや禁煙相談会のチラシを配布 禁煙相談会や市民健診結果報告会で直接アプローチ	喫煙率: 男性22.7% 女性6.4% (R5年度メタボ予防健診)
壮年期	・個人の禁煙を支援する 喫煙率: 男性41.1%⇒28.8% 女性10.2%⇒7.0%	市民健診結果に、禁煙相談会のチラシを同封 ・市民健診結果報告会にて、受動喫煙防止の啓発と喫煙者に直接アプローチ ・禁煙相談会にて薬剤師・保健師による個別相談 ・各種健康教室にてタバコに関する啓発	喫煙率: 男性31.6% 女性10.3% (R5年度集団特定健診より)
高齢期	・個人の禁煙を支援する 喫煙率: 65～74歳男性 24.4%⇒17.1% 75歳以上男性 11.9%⇒8.3%	・市民健診結果に、禁煙相談会のチラシを同封 ・市民健診結果報告会にて、受動喫煙防止の啓発と喫煙者に直接アプローチ ・禁煙相談会にて薬剤師・保健師による個別相談 ・各種健康教室にてタバコに関する啓発	喫煙率: 65～74歳男性24.0% (女性2.5%) 75歳以上男性12.5% (女性0.6%) (R5年度集団特定健診、 集団すこやか健診より)
市民全体に向けて	タバコについての正しい知識と情報の提供受動喫煙から守るための社会環境の整備をする。 公民館等の公共の場や職場では禁煙を目指す	(啓発) ・南丹市ホームページ掲載 ・南丹保健所と共催で啓発媒体配布、(日吉生涯学習センター、Aコープ前) ・健幸ポイント事業送信拠点の一部に啓発媒体配架 (けむりのないまちづくり事業) ・施設内禁煙・建物内禁煙用ステッカー交付 ・市役所の受動喫煙のない職場環境の整備、敷地内禁煙	タバコについての正しい知識と情報の提供受動喫煙から守るための社会環境の整備をする。公民館等の公共の場や職場では禁煙を目指す

タバコ対策について②

南丹市健康なまちづくりのための受動喫煙防止条例制定にむけて



<健康増進法改正の背景>

▶2019年1月24日施行：喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮義務（屋外・家庭等）
子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所では喫煙をしないよう配慮。

▶2019年7月1日施行：子どもや患者等に配慮すべき施設
（学校・児童福祉施設、病院、診療所、行政機関の庁舎等）

敷地内禁煙…屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

▶2020年4月1日：健康増進法の一部を改正する法律の全面施行
（上記施設以外、事務所、工場、ホテル、旅館、飲食店、旅客運送事業船舶、鉄道、国会、裁判所等）

原則屋内禁煙（喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要）

●室外への煙の流出防止措置

・喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内での喫煙可能

●①喫煙可能掲示を義務付け②喫煙可能場所へは20歳未満は立ち入れない。

～2020年7月 Tokyo オリンピック・パラリンピック～

昇華

昇華

<南丹市の取り組みの経過>

- ▶2010年4月 けむりのないまちづくり事業開始。
健康づくり推進協議会として「タバコ受動喫煙防止事業」啓発。
庁舎内禁煙対策強化取組。
- ▶2012年3月 第1次健康増進計画策定
『けむりのないすがすがしい毎日を送ろう』を計画の目標に定め、5年間取り組み。
- ▶2017年3月 第2次健康増進計画策定 継続して実施
10年間の取り組み（R4中間評価）
- ▶2020年3月 京都丹波地域におけるタバコ対策指針策定（府）
- ▶2024年度の取組：禁煙相談会実施（個別支援）・健康教育（南丹保健所と高校出前講座の実施）・啓発活動（街頭啓発実施）
'20～コロナ禍休止事業あり（'24.9～ステッカー交付事業再開）・タバコ部会参加
- ▶2024年7月：文教エリアでの路上喫煙防止取組について要望書提出あり

★条例制定の背景として

- 健康まちづくり推進協議会としても、これまで「タバコ受動喫煙防止事業」を推奨しています。
- 南丹市は住んでいるだけで健康で幸せになれるまち、健康都市を目指しています。（2023年健康都市宣言）
その一貫としてなんたん健康ポイント事業の取り組みがあり、歩くだけで心身ともに健康になれるまちを目指している。すがすがしい空気を取り込める環境づくりも推奨する必要がある。
- 子どもや高齢者に優しい環境づくりの実現をめざしています。
- 路上喫煙の防止にも積極的に働きかけていける環境づくりを目指していきます。

条例制定に向けて今後のスケジュール（案）

10月	11月	12月	1月	2月	3月
・条例実施案検討。 ・市長説明 ・健康まちづくり推進協議会にも連携	・チラシ ・LINE ・CATV ・送信拠点掲示等	・広報 ・市民意見聴取	・条例案提出		・議会 ・承認後周知UP ・ポスター掲示

●ステッカー交付事業

敷地内禁煙協力医療機関54箇所・建物内禁煙138箇所

⇒現状と継続について課題整理。

⇒協力機関に受動喫煙防止の取り組みについて周知・協力をお願いします。